

市内中小企業の人材確保のために

奨学金返還支援サポーター募集



「市内企業の人材確保」、「市内への定住促進」のために

沼津市では、産業を担う人材の確保を図ること、地元で育った学生や沼津での生活に魅力を感じる市外学生の市内企業への就職及び定住を促進することを目的に、産業界と協力し、就職後の生活で大きな負担となる、**奨学金返還を補助金交付により支援する制度**を創設しました。

産業界から多くの「サポーター」による協力が必要です！

支援実施には、趣旨に賛同し、市と連携し、「奨学金返還支援サポーター」として、奨学金返還支援基金への寄付にご協力していただける事業者の皆様の協力が必要です。

寄付する企業のメリット

- ◆ 地元産業の将来を担う人材の確保、技術継承
 - ◆ 税法上の優遇措置（※ふるさと納税制度の対象にはなりません）
 - ◆ 企業紹介によるPR、地域社会貢献企業としてイメージ向上
- ※ご希望により【沼津しごと応援サイト「ぬまjob」】【沼津市ホームページ】に掲載

沼津しごと応援サイト
ぬまjob



【お問い合わせ】

沼津市役所 産業振興部 商工振興課 労働福祉係

〒410-8601 静岡県沼津市御幸町 16-1 沼津市役所 5 階 TEL : 055-934-4749 E-mail:syouko@city.numazu.lg.jp

奨学金返還支援制度の内容

多くの学生が奨学金を利用しています

大学等学生の日本学生支援機構奨学金利用者 2.7 人に 1 人

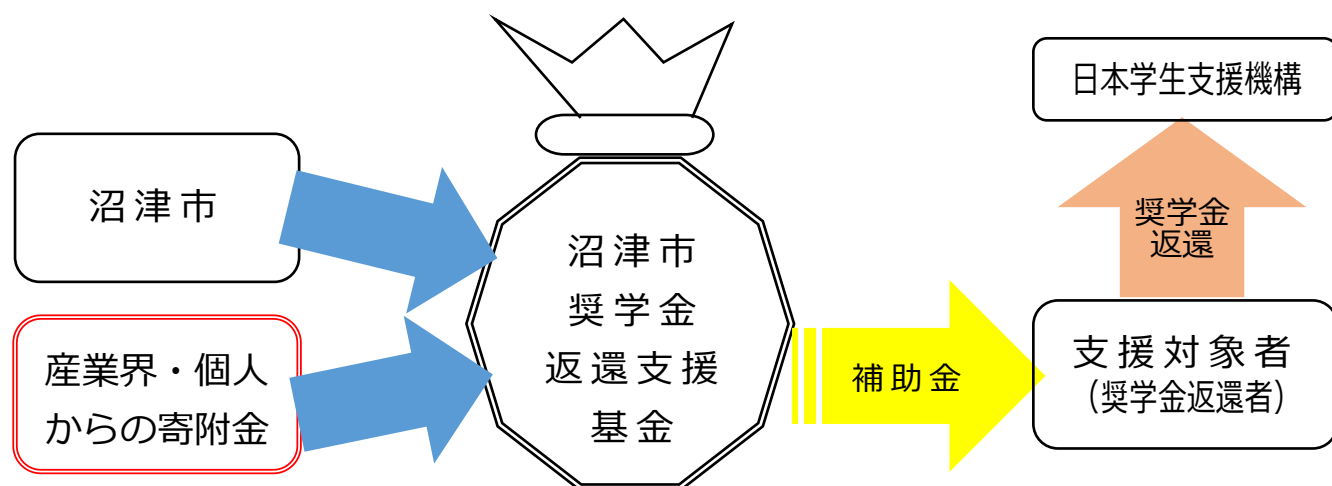
1 人あたりの平均貸与総額 第一種奨学金 241 万円

第二種奨学金 343 万円

⇒ 卒業、就職後の社会人が奨学金返還を負担と感じています。

(日本学生支援機構調査結果より)

沼津市が実施する奨学金返還支援制度



- ◆補助金額：奨学金返還金の月額を基礎として、年間 24 万円まで
- ◆補助期間：最長 60 ヶ月（5 年）、1 人あたり 120 万円まで
- ◆定 員：毎年度 5 人を予定（応募者多数の場合には、選考）

☆支援対象者になるための条件（例：20●●年4月に就職予定の場合）

※対象：来春大学等卒業予定、4 月から就職予定の方

- ① 大学等在学時に日本学生支援機構の奨学金貸与を受けた
※大学等：大学・大学院・短期大学・高等専門学校・専修学校専門課程
- ② 就職予定日の 6 ヶ月前までに、事前エントリー申込
- ③ 大学等卒業後、沼津市内に居住
- ④ 大学等卒業後、沼津市内に本社・本店のある中小企業に就職
※中小企業の範囲：会社法上の会社等（株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社等）を対象。
- ⑤ 事前エントリー者対象の支援対象者選考に応募